

## 行政ほっかいどう

77.4

〈題字は北海道副知事寺田一寿男さんが揮毫〉

## 巻頭言

## 組織を強固に

副会長 佐藤 武正

最近行政書士として一般的に認められるようになってきましたことは、会員先輩諸先生の多大なる努力によるものであり、心から敬意を表するものであります。

私は、昭和34年に業務を開始しましたが、当時各種法人の設立書類作成等、並びに法人個人の企業会計、経理業務等を行ってきまして、司法書士法違反ではないか、または税理士法違反ではないかなどと、数多くの批判を受けたものであります。

しかし、このような事には関知せず、法の知らない、取るに不足な相手としての言であるとして私は、行政書士こそ法に示された業務の行える最高の書士であるとの確信のもとに、相当件数の業務を行って来ました。

今は、行政書士こそ必要なる、真に欠くべからざるものであるという認識はされるようになってきましたが、これに伴ってますます研修し、いかなる業務をも遂行できるようにならなければならない重大な責務を、痛感するものであります。

行政書士の行う業務の中に商業、工業、銀行、農業等の財務諸表の添付を必要とする書類の作成が多く含まれており、この書類の作成の重要なことは申すまでもなく、否定のできない事実であります。

税理士会員の先生は、多数の補助者を雇用して記帳代行、決算書の作成と毎月相当額の収入を得ている事実は、疑いのないところであります。

このように税理士会員の諸先生が一生懸命であ

ることは、何かがあるのではないか、と考える必要はないと思われず。

「自販連」の組織は言うまでもありませんが、「民商」等その他の組織としても、各々その業務に付帯する業務としての獲得拡張等のために、その組織の強化に努力している事実は、見逃すことのできない重大な問題であると思います。

行政書士会としては、これに先んじてなお一層組織を強固にし、他の組織に負けない組織をもって対処し、職域の確保、業務拡張に努めなければならない重大な時に直面していると思います。

ますますのご協力を強くおねがいする次第であります。

建設業許可申請書の作成から  
申請までの流れを調査

札幌支部では石狩支庁建設指導課の協力をえて建設業許可申請書の作成から申請までの流れの調査を始めている。

そもそもの発端は、支庁窓口で提出される同申請書が、行政書士でない非書士によって作成し提出された場合、その非合法性を指示することであった。

しかし、行政書士が表立って窓口事務に介入するのはできないことであり、トラブルも予想されるため、まず窓口来訪者の総数を調べる、次に前日支庁側が受理した許可申請書、更新書類について、翌日支部側で作成が申請者本人か、行政書士か、あるいは非書士かを調査させてもらう方式をとることになった。

4月1日から30日まで、月曜から金曜朝9時から夕方5時まで、支部員1名が建設指導課分室に出向いて上記のことを調べているが、月末に集計した段階で次の方策がたてられる。(札幌)

## 52年度初の常任理事会開催 総会議案、日行連代議員等を協議

新しい年度をむかえて第1回常任理事会が4月6日13時30分札幌のマルシンホテルに正、副会長後平、日向寺、下国、木川、豊田の各部長、二本松監事、事務局が集まって開催された。

協議したことは下記のとおりで、第18回定時総会までの日程、総会議案が中心になった。事業計画とこれに伴う予算、組織機構など4月23日の支部長、理事合同会議で決定するが、野崎執行部が誕生してから3年に入る年だけに、会の運営に腐心している会長として、この総会にかける意気ごみがうかがえる。

△定時総会までの日程

△総会一会議順序、報告事項、議事

△組織機構

△日行連代議員の選出

△日行連表彰

△綱紀委員の選出

△監査報告

## 会費納入 90パーセントに達す

年度中間の歳入欠陥により、本会の事業実施が危ぶまれ、機会あるごとに会費納入を訴えていたところ、年度末調査によればようやく90パーセントに達し、経理部と事務局ではホッとしている。

最高は空知支部の92.7パーセント、最低でも留萌支部の84.8パーセントで、支部別内訳は次のとおり。

支部名	調定見込額	収入済額	納入%
札幌	12,819,000	11,762,500	91.7
函館	2,788,500	2,535,500	90.9
小樽	1,783,500	1,624,500	91.1
空知	2,434,500	2,257,000	92.7
旭川	3,603,000	3,231,500	89.7
留萌	579,000	491,000	84.8
宗谷	360,000	315,000	87.5
網走	3,550,500	3,246,500	91.4
室蘭	1,605,000	1,382,000	86.1
苫小牧	1,147,500	1,039,500	90.6
日高	456,000	410,000	89.9
十勝	2,988,000	2,740,000	91.7

釧路	2,106,000	1,786,500	85.0
根室	535,000	466,500	87.1
計	36,756,000	33,291,000	90.6

## 総会までの日程

ことしの定時総会は5月21・22日の2日間、札幌の都市会館（中央区南4西13）で開催され、52年度の会務運営の基本方針が議決される。

事務局では4月6日の常任理事会のあと、報告事項、議案の取りまとめで急がしいが、議案はおそらく1日すぎから発送される予定で、支部長会と理事会との合同会議も総会の1か月前には開催される段取りである。

総会までの日程は次のとおり。

- ・4月6日 常任理事会
- 22日 決算審査
- 23日 支部長会、理事会合同会議
- ・5月21・22日 定時総会

## 業務資料

### 離婚届の撤回

≡カッとになって離婚届にハンを押したけど≡（その1）

わたくしはある地方都市で、某銀行の支店に勤めています。8年前に結婚をし、1人の子どもがあります。

わたくしはこの地方の大学を出たのですが、父がはやく死んだので家計は苦しく、母親には持病があり、医薬品代もかなりかかります。とてもわたくしのわずかな給料ではやってゆけず、就職後も苦しい生活をつづけていました。

ある人の世話で、この地方の資産家の一人娘である現在の妻と結婚しました。一人娘なので入りムコになってくれという希望で、初めはわたくしもあまり気が進みませんでした。生活に困っていたわたくしとしては、資産家のあととりになれるということがうれしく、母の反対を押しきって結婚しました。結婚当時の妻は純情そうに見えてわたくしを尻にしくとも思えませんでした。

しかし何年かたってみると、妻のデリカシーのなさや、わがままなところ、あるいはブルジョア趣味などがいやでたまらず、また、家つき娘ということで、ムコにきたわたくしをばかにする態度が出るように思われました。

あるとき、取引先の接待でごちそうになり遅く帰った夜、病母のことなども引き合いに出して妻にののしられたのでカッとなり、酒も入っていたので、よし、もう別れてやると決心しました。

翌朝まっさきに役場に行って離婚届と離縁届の用紙をもらい、記入してハンを押し、妻にたたきつけ「これで手続きをしてこい、こんな家は出て行ってやる」と大見えを切りました。

妻はまっ青になり、ワンワン泣いていましたがわたくしはかまわず出社しました。

夕方帰宅したところ、妻はどこかに出て行ってしまい、それからずっと行方がしれません。

わたくしも冷静になってみると、病気の母や弟あるいは小学校に上がったばかりの子どものことがかわいそうに思い、自分さえがまんすればと後悔しています。

しかし妻は離婚届、離縁届の用紙を持って出ています。自分で役場にそれを出しに行くとは思えません、やはり不安でなりません。何とかこの届けを出させないようにする方法はないでしょうか。(北海道・一読者)

回答 佐良 利 博士

ムコというのは現在の法律にはない。結婚のさい、夫婦が妻の姓を名のり、同時に夫が妻の両親との間に養子縁組みをすると、以前の法律によるムコと同じようなかたちとなる。あなたの場合もそれをしたので、離婚届と離縁届の双方の用紙を役場でもらってきたのだろう。

ところで、戸籍に対する届けには、出生届や死亡届のように、すでに発生した歴史的な事実を、たんに役場に届けるにすぎない報告的届け出というものと、婚姻届、養子縁組届、離婚届あるいは離縁届のように、その届け出をすることで、婚姻なら婚姻という法律的效果が生まれる、という創設的届け出とよばれるものがある。

そして創設的届け出の場合は、離婚届なら離婚届に署名捺印するときに、本当に離婚する意思がなければならないので、もし強迫されて(たとえばピストルをつきつけられて)署名捺印したり、麻酔薬でもかがされて意識がもうろうとしているときに、わけわからず署名捺印したとしても、その離婚届は本人に離婚の意思があって作成されたものとは言えないわけだ。

次に、離婚なら離婚の届け出は、その届け出をするときにも離婚する意思がなければならない。

通常は離婚届に署名捺印するときに、離婚の意思があれば、それが実際の届け出のときまで持続するのであろうが、しかし往々にして、一時的な感情で届け書に署名捺印し、あとで「しまった」と後悔することもある。これはむしろ女性に多いことではあるが、男性でもないことはあるまい。あなたのケースはまさにそういうことだ。

### ▲不受理申出の取扱いとその変更

そこで以前からこのようなケースについて、役場に、離婚届等を受理しないでくれと、先まわりしてたのんでおく制度がつけられている。

これには二つあって、一つはあなたのケースのように、いったんは離婚なら離婚をする決心をしたが、あとで気持ちが変わった、しかし相手はあなたの署名捺印した離婚届の用紙を持っている。それで相手はその届出用紙を役場に提出してもこれを受理しないでくれ、という翻意届とよばれるものだ。

もう一つは、自分が署名捺印したのではないが相手が署名捺印を偽造して離婚届を出してしまう危険がある、これを受理しないでほしい、というもので、これを不受理届という。

この届けは、有効期間というものがある、最高6か月である。だから6か月たって、まだ右のような状態がつづいているという場合は、もういちど届けを出しなおさなければならない。

この制度は、結構な制度なのだが、従来から一つ問題があった。

それは、離婚届などはふつう本籍地とか、住所地の役場に出されるものだが、住所地というのは届出人(かならずしも届出事件の本人と同一でないことがある)の住所、居所、一時的滞在地でよいので、その結果、極端なことを言えば、日本中のどこかの役場に出してもよいことになる。そうすると、不受理届や、翻意届をやはり日本中の役場に出しておかないと確実でない、ということになるわけだ。

従来の扱いは、たとえば本籍地の役場に、不受理申出の届けをしてあったが、非本籍地の役場に離婚届が出されてしまい、それが本籍地に送られ

文芸欄

春

杉浦六心・撰

ほのくらく狭き場所にて  
われ永く夢みたり  
春よ 汝が樹々を 碧き風を  
汝が薫りと鳥の歌とを  
今おんみは拵がれり  
かがやきてうるわしく  
光に充ちて拵がれり  
わが前に 奇蹟のごとし  
おんみ再びわれと親しみ  
やさしくもわれをいざなう  
わが身のうちを願えつつ  
春よ 今おんみ在り 淨福の姿して

「ハッセ詩集」より

てきたときは、とにかく離婚の旨を戸籍に記載し  
不受理申出人にその旨を通知し、不受理申出人か  
ら離婚意思がなかった旨の申出等がある、その  
ことが確認されたら、戸籍を職権で訂正するとい  
うことにしていたようである。（昭和46年4月22  
日民事局長回答）（つづく）

＝読者の声＝

名称の一新によって一層読者との結びつきが身  
近となった。できうれば「土」業の成功談、苦勞  
話、後進へのことば、めずらしい業種の専門家へ  
のインタビュー、それに詩、俳句、隨筆なども少  
々ほしい感があります。読者の専門家としてPR欄  
とか、読者の友人知人の良心的お店の広告なども  
大いに掲載して、共存共栄の実を図りたい希望を  
持っています。研究論文の発表、業務向上への所  
感とともに少々やわらかい文章などナド、もっと  
もっと読者の皆様から文章の上手下手を問わず、  
盛り上げてゆきたいものです。

編集子の御苦勞に謝し一層のご発展を共に念願  
してやみません。（一読者）

3月の会合

3月は51年度の締めくくりでもあり、定例会議  
のほか各種の会合があった。

- 4日 登録審査委員会
- 10.11日 会報編集委員会
- 12日 業研部会
- 15日 総務部会
- 19日 企画部会
- 19日 監察部会
- 25日 会計指導監査
- 26.27.28日 業務指導監査

◇おわびして訂正◇

第97号の2ページ上段掲載写真中、氏名を消す  
べく編集委員長より申越がありましたにもかかわらず、  
工員のミスにて氏名を消さず掲載したことを  
お詫びします。（印刷所社長）

編 集 後 記

北海道にもい  
よいよ春がきて

福寿草が花芽をつけ、仔馬が生まれるよい季  
節となってきた。会員の各位にはますますご  
健闘のことと存じ上げる。

出納閉鎖も終わり、常任理事会、理事会、  
支部長会議に次ぐ、総会の準備等に事務局は  
忙殺されて職員各位は、それこそ昼夜兼行で  
ある。

同じ室で執筆している編集子もその騒音に  
不馴れのため落着いて筆をとるのに苦勞して  
の執筆が実情である。打っても響かぬ太鼓ほ  
どツマラヌものはない。のれんに腕押し的で  
毎号切実をお願いしている、支部だよりその  
他の寄稿のないのには強心臓の編集子もホト  
ホト弱っている。

来月号は通巻100号である。業界の今昔将  
来の展望などを掲載したいと考えている。整  
理に困るほど多数の投稿を希望するものであ  
る。

印刷所 印刷部

定価 百円